

平成28年5月11日
新潟市水道局
総務部 経理課

特記仕様書による下請決定通知書等の取扱いについて

局では、市内企業の振興や地域経済活性化及び地域雇用の促進を図る観点から、局発注の建設工事において、特記仕様書で市内企業の下請優先採用を要請しているとともに、請負金額1千万円未満で施工において下請契約を締結した場合は「下請通知書」、請負金額1千万円以上で施工において下請契約を締結した場合は「下請決定通知書」、下請負者が再下請契約を締結した場合は「再下請通知書」の提出を求めていましたが、使用単価「平成28年5月」以降の案件からこれら通知書について下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

記

1. 特記仕様書による下請通知書、下請決定通知書、再下請通知書、竣工時下請報告書は廃止します。
 - ・なお受注者は引き続き、建設業法等に基づき適切に施工体制台帳を作成し、下請負者は元請に対して再下請通知を行ってください。
2. 受注者は、請負金額1千万円以上で施工において下請契約（一次下請）を締結した場合で、市内企業を下請けに採用しなかった場合は、市内企業不採用理由書を提出してください。様式は水道局ホームページよりダウンロードが可能です。